

様式第3号(第3条関係)

一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可証

甲 住 第 2 1 4 号

平成29年6月30日

株式会社杉本商事

代表取締役 杉本 朝幸 様

甲良町長 北川 豊昭



平成29年6月20日付けで申請のあった一般廃棄物処理業(収集運搬)許可申請については、甲良町廃棄物の処理および清掃に関する規則第3条第1項の規定により、許可します。

許 可 番 号	第 2 9 - 2 号
許 可 年 月 日	平成29年 7月 4日
氏名 法人にあつては、名称 および代表者氏名	株式会社杉本商事 代表取締役 杉本 朝幸
事務所および事業所の所在地	滋賀県彦根市南川瀬町771番地
許 可 期 間	平成29年7月4日から平成31年7月3日
営 業 の 区 域	甲良町
許可条件 1 許可証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。 2 許可期限が切れたとき、または業務を廃止もしくは休止したときは、直ちに許可証を返還しなければならない。 3 車両には事業所名を表示すること。 4 他市町で収集したものと混載しないこと。 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2の基準を守り善良な処理業者の自覚をもって業務に当たること。 6 業務の内容に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。 7 法令・条例・規則または、この許可条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。	